

山口県報

平成18年
3月14日
(火曜日)

目次

規則

山口県報発行規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………

天水る過装置貸付規則を廃止する規則(生活衛生課)……………

健康福祉センター運営協議会規則の一部を改正する規則(厚政課)……………

山口県母子福祉協力員設置規則の一部を改正する規則(児童家庭課)……………

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)……………

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(経営普及課)……………

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則の一部を改正する規則(経営普及課)……………

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則の一部を改正する規則(経営普及課)……………

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(生産流通課)……………

訓令

職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令(管財課)……………

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令(農政課)……………



山口県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十一号

山口県報発行規則の一部を改正する規則

山口県報発行規則(昭和二十九年山口県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

天水る過装置貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十二号

天水る過装置貸付規則を廃止する規則

天水る過装置貸付規則(昭和三十七年山口県規則第八十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

健康福祉センター運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十三号

健康福祉センター運営協議会規則の一部を改正する規則

健康福祉センター運営協議会規則(平成九年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 市町長又は市町の職員

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県母子福祉協力員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十四号

山口県母子福祉協力員設置規則の一部を改正する規則

山口県母子福祉協力員設置規則（昭和三十二年山口県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に、「当該市町村」を「当該市町」に、「行なつ」を「行つ」に、「もつて」を「持つて」に改める。

第五条第一項中「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同条第二項中「連けい」を「連携」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十五号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十六号

山口県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県農業改良資金貸付規則（平成十四年山口県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の注2中「市町長」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十七号

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則の一部を改正する規則

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則（昭和三十九年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、同条第六号中「市町村長、市町村農業委員会会長」を「市町長、市町農業委員会会長」に改める。

別記第一号様式中「畑」を「雑」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十八号

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則の一部を改正する規則

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則（昭和三十九年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第六号中「市町村長、市町村農業委員会会長」を「市町長、市町農業委員会会長」に改める。

別記第一号様式中「懇」を「辯」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十九号

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

山口県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年山口県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

市町の関係
市町村

を

市町の関係
市

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



山口県訓令第1号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（平成元年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員 知事が任命する一般職に属する職員をいう。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第2号

農 林 部

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合等検査規程（昭和四十三年山口県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「市町村」を「市町」に改める。

第十一条第一項中「市町村」を「市町」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条

第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条中「市町村」を「市町」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第十六条第二項中「市町村」を「市町」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条

第三項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第四項中「市町村」を「市町」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）